



タイ王国

Kingdom of Thailand

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	3
3. 侵害の定義	7
4. 侵害に対する救済手段.....	11
5. 侵害の発見から解決までのフロー	24
6. 留意事項	32
7. その他の関連団体.....	33

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法

Patent Act B.E. 2522 (1979) as amended in B.E. 2535 (1992) and B.E. 2542 (1999),

第2章 発明特許

第36条 特許権者の権利

第3章の2 小特許

第65条の10 発明特許の小特許への準用(第36条準用)

第3章 意匠特許

第63条 意匠特許権者の権利

第75～76条 虚偽表示の禁止

第77条の2～4 民事救済

第81～88条 刑事罰

1. 2 商標法

Trademark Act B.E. 2534 (1991) as amended in B.E. 2543 (2000)

- 第 44 条 商標権者の排他権
- 第 46 条 未登録商標の権利行使の制限
- 第 47 条 善意使用者の保護
- 第 80 条 第 44 条のサービスマークへの援用
- 第 81 条 第 44 条の証明商標への援用
- 第 94 条 第 44 条の団体商標への援用
- 第 106 条の 2 商標局職員の執行職権
- 第 107～114 条 刑事罰
- 第 115 条 侵害品の処分
- 第 116 条 仮差止請求権

1. 3 地理的表示保護法(2003 年制定)

Act on Protection of Geographical Indication B.E.2546 (2003)

- 第 27 条 違法行為
- 第 28 条 地理的表示の保護
- 第 39 条 刑事罰

1. 4 民商事法

Civil and Commercial Code B.E. 2468 (1925) as amended in B.E.2551 (2008)

- 第 18 条 他人の名前の不正使用に対する救済(商号)
- 第 420 条 他人の権利に対する不正行為の責務

1. 5 刑法

Penal Code B.E. 2499 (1956) as amended in B.E.2547 (2003)

- 第 271 条 原産地虚偽表示の処罰
- 第 272 条 他人の商号や標章等の表示の処罰
- 第 273 条 他人の登録商標の表示の処罰
- 第 274 条 他人の登録商標の模倣の処罰
- 第 275 条 他人の商号や商標などを表示した侵害品の輸入や展示の処罰

1. 6 税関法

Customs Act B.E. 2469 (1926), as amended in B.E. 2548 (2005)

- 第 27 条 禁制品の輸出入の禁止
- 第 27 条の 2 禁制品の輸出入幫助の禁止

1. 6. 1 商品輸出入法

Export and Import of Goods Act B.E. 2522 (1979), as amended in B.E. 2548 (2005)

第 16-17 条 税関職員の職務権限(捜査、差止、逮捕など)

1. 6. 2 商標を偽造した商品の輸出入に関する商務省通知令(1987 年)

Notification of the Ministry of Commerce on Exports and Imports of B.E. 2530 (1987)

deals with the importation and exportation of goods with counterfeit trademarks.

1. 6. 3 偽造被疑商品の商標検査に関する税関局通知令 6/2351 号(1988 年)

Notification of the Customs Department No. 6/2531 on the Inspection of

Trademarks in Case of the Suspecting Counterfeited Goods

1. 7 その他の知的財産権法令

1. 著作権法 Copyright Act B.E. 2537 (1994)/2558(2015)

2. 集積回路配置設計保護法 Act on Protection of Layout-Designs of Integrated Circuits B.E. 2543 (2000)

3. 植物品種保護法 Plant Varieties Protection Act B.E. 2542 (1999)

4. CD 製品製造保護法 CD Products Manufacturing Act B.E. 2548(2005)

5. 営業秘密法 Trade Secrets Act B.E. 2545(2002)/2558 (2015)

6. タイ王国伝統医薬および伝統的知識の保護と促進に関する法律 Protection and Promotion of Traditional Thai Medicinal Intelligence Act, B.E. 2542 (1999)

1. 8 その他の法令

1. 消費者保護法 Consumer Protection Act B.E. 2522 (A.D. 1979)

2. 取引競争法 Trade Competition Act B.E. 2542 (A.D. 1999)

3. 電子商取引法 Electronic Transactions Act B.E. 2544 (A.D. 2001)

4. コンピュータ犯罪法 Act on Computer Crime B.E. 2550(2007)

2. 侵害対策関係機関

2. 1 商務省 知的財産局

Department of Intellectual Property (DIP)

Ministry of Commerce

住所: 44/100, Nonthaburi 1 Road,

Tambon Bang Karsor, Amphur Muang,

Nonthaburi 11000, Thailand

電話： +662-547-4621～4625

Fax： +662-547-4696

Email： osdip@mod.go.th

Website： <http://www.ipthailand.go.th>

知的財産権の登録・保護、奨励・促進・教育活動などを担当する。

2. 1. 1 商務省 知的財産局 知的財産権侵害予防取締室

Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation

Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce

電話： +662-547-4701～44703

Fax： +662-547-4705

警察機関に協力して知的財産権侵害の抑止活動及び仲裁業務を担当する。

2. 2 国家警察庁

Royal Thai Police (RTP)

住所： Rama 1 Road, Wangmai Sub-district,

Pathumwan District,

Bangkok 10330, Thailand

電話： +662-251-6831/205-3620

FAX： +662-251-3738/5952

Website： <http://www.royalthaipolice.go.th>

首相直下の国家組織で国内の警察全域の治安、犯罪取締りを担当する。

2. 2. 1 国家警察庁 経済犯罪取締課

Economic Crime Suppression Division (ECSD)

Royal Thai Police

住所： Sathorn Nua Road,

Silom Sub-district, Bangrak District

Bangkok 10500, Thailand

電話： +662-237-1199/234-1068

FAX： +662-234-6806

Website： <http://www.ecdpolice.com/index.php>

経済犯罪の担当で、主に海賊品や模倣品の知的財産権事件も担当する。

2. 3 司法省 特別捜査局 知的財産犯罪課

Bureau of Intellectual Property Crime

Department of Special Investigation (DSI), Ministry of Justice

住所: 128 Moo3, Chaengwattana Road,
Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand

電話: +662-831-9888

FAX: +662-975-9891

Website: <http://www.dsi.go.th>

司法的捜査を主業務とし、刑事告訴のための捜査、予防措置などを担当する。

2. 4 国家知的財産権行使センター

National Intellectual Property Rights Centre of Enforcement (NICE)

住所: 44/100 Nontaburi Road 1,
Bangsakore, Mueng,
Nontaburi 11000, Thailand

電話: +662-457-5701

政府 25 省で設立された機関で特定分野の知的財産権侵害を担当する。

2. 5 法務長官局 知的財産及び国際取引訴訟局

Department of Intellectual Property and International Trade Litigation

Office of Attorney General

住所: Rajaburi Direkriddhi Building,
120 Chaengwattana Road, Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand

電話: +662-142-1388

FAX: +662-143-9450.

Email: ppty@ago.go.th

Website: <http://www.ppty.ago.go.th/>

知的財産権と国際取引にかかる保護のための刑事摘発と起訴を担当する。

2. 6 財務省 税関局

Royal Thai Customs, Ministry of Finance

住所: 1 Sunthornkosa Road,
Klongtoey District,
Bangkok 10110, Thailand

電話: +662-667-7700/7701/7000

FAX: +662-671-7576/667-7767

Website: <http://www.customs.go.th>

貨物の通関業務及び課税を主に担当する。

2. 6. 1 税関局 検査・取締部

Investigation and Suppression Bureau

Customs Department, Ministry of Finance

電話: +662-249-4205/3618

FAX: +662-249-0445/671-7576

法律法規に基づき知的財産権違反など輸出入貨物の検査、処分を担当する。

2. 7 最高裁判所

Supreme Court

住所: Government Complex, Building A
Chaengwattana Road, Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand

電話: +662-142-4710/4926

FAX: +662-143-9298

Email: Scourt@supremecourt.or.th

Website: <http://www.supremecourt.or.th/webportal/supremecourt/>

タイの最高裁判所で、民刑事の最終審を担当する。

2. 7. 1 中央知的財産国際取引裁判所 (IP & IT 裁判所)

Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPCTC)

住所: Thung Song Hong,
Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand

電話: +662-141-1910

FAX: +662-143-8732

Email: ipitc@coj.go.th

Website: <http://www.ipitc.coj.go.th>

知的財産権及び国際取引の民刑事訴訟の審理を専門に担当する。

2. 8 .thドメイン登録機関

T.H.NIC Co., Ltd. (THNIC)

住所: 111 Mu 9, Thailand Science Park, 2nd Floor, Room P-206,
Thanon Phahon Yothin, Khlong Nueng, Khlong Luang,

Pathum Thani, 12120 Thailand 12120

電話: +662-105-4007

FAX: +662-564-8033

Email: staff@thnic.co.th

Website: <http://www.thnic.co.th/>

インターネットドメイン名の登録を担当する。

3. 侵害の定義

3.1 特許権(สิทธิบัตร Patent)の侵害

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にタイ国内で、特許法第 36 条に基づく禁止権が付与された特許権者の有する権利を実施する行為は侵害行為と見做される。タイには、次項の通り小特許制度がある。

特許法が規定する特許権を侵害すると見做す行為は次の通りである。

- (a) 特許が製品の場合、特許権者の承諾なく、特許製品の製造、使用、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入する行為(同第 36 条第 1 項(1));
- (b) 特許が方法の場合、特許権者の承諾なく、特許された方法の使用、特許された方法を使用した製品の生産、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入する行為(特許法第 36 条第 1 項(2))。

侵害対象外規定

- (1) 特許権者の合理的利益を侵害しない、学習、研究、調査、実験または分析を目的とする行為;
- (2) 当該特許のタイでの出願日以前から善意での特許製品の生産もしくは特許方法を使用する行為(先使用);
- (3) 専門の薬剤師または開業医による処方箋に基づく薬剤の調合や医薬品を取り扱う行為;
- (4) 当該特許の特許期間満了後に特許の医薬品を製造、配布または輸入することを目的とした医薬品登録申請に関する行為(ボーラ一条項);
- (5) タイが加盟する特許保護に関する国際協定または条約に加盟国の船舶が、一時的にまたは偶発的にタイ領海内に侵入したときに、船体またはその付属品に必要な不可欠なものとして特許の主題となる機器を使用する行為;

(6) タイが加盟する特許保護に関する国際協定または条約に加盟国の航空機または陸上車両が一時的にまたは偶発的にタイ領空や領土に侵入したときに、航空機または陸上車両の構造またはその付属品に必要な不可欠なものとして特許の主題となる機器を使用する行為；

(7) 特許権者の承諾を得て製造または販売された特許製品の使用、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入する行為(並行輸入、権利消尽)。

(以上、同第 36 条第 2 項)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 特許出願の公開により保証金請求権が発生するが、権利行使は登録後に可能である。侵害者に通知或いは、侵害者が知っていたことが条件である。(同第 35 条の 2)
- ・ 譲渡を受けた特許の場合、譲渡契約書の存在が必要である。(同第 10 条)
- ・ 製造方法の特許の場合、被疑侵害製品が特許権者の製造方法と同一或いは類似していると立証でき、被疑侵害者が別段の立証をできない場合、特許を使用していると推定できる。(同第 77 条)

保護期間：出願日から 20 年間、出願訴訟係属期間は除く。(同第 35 条)

3. 2 小特許(อนุสิทธิบัตร Petty Patent)の侵害

小特許は特許と同様の侵害判断、例外規定が適用される。(特許法第 65 条の 10)

保護期間：出願日から 6 年間、出願訴訟係属期間は除く、

2 年単位で 2 回更新可能、最長 10 年間。(同第 65 条の 7)

3. 3 意匠特許権(การออกแบบผลิตภัณฑ์ Product Design)の侵害

意匠特許権者の承諾なく、権利存続期間中にタイ国内で、特許法第 63 条に基づく禁止権が付与された意匠特許権を実施する行為は侵害行為と見做される。なお、タイでは意匠を特許のカテゴリーに含め、製品の意匠を対象としている。

特許法が規定する意匠特許権を侵害すると見做す行為は次の通りである。

- (a) 製品の製造に意匠特許権を使用する行為；
- (b) 意匠特許権が使用された製品を販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入する行為。

(以上、同第 63 条)

侵害対象外規定

- (1) 研究、調査の目的で意匠特許権を使用する行為。(同第 63 条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 意匠特許出願の公開により補償金請求権が発生するが、権利行使は登録後に可能である。侵害者に通知或いは、侵害者が知っていたことが条件である。(同第 62 条の 2)
- ・ 機能的でないパッケージや容器のデザインなどは、トレードドレス(Trade dress) など非登録意匠権侵害として、著作権侵害や不正競争行為と認められる場合があるため、経験のある現地弁護士に権利行使可否のアドバイスを求める。
- ・ 合法的平行輸入、先使用による抗弁は、法律規定に記載がないが抗弁として認められている。

保護期間: 出願日から 10 年間、出願訴訟係属期間は除く。(同第 62 条)

3. 4 商標権(เครื่องหมายการค้า Trade Mark)の侵害

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にタイ国内で、商標法第 44 条に基づく排他権が付与された商標権を実施する行為は、侵害行為と見做される。なお、タイでは、団体商標及びサービスと証明商標の制度がある。

商標法が規定する商標権を侵害すると見做す行為は次の通りである。

- (a) 商標権者の承諾なく、登録商標が登録された商品またはサービスにおいて、登録商標を使用する行為 (同第 44 条);
- (b) 他人の登録商標を偽造する行為 (同第 108 条);
- (c) 他人の登録商標と誤認させるように模倣する行為 (同第 109 条);
- (d) 偽造または模倣した他人の登録商標を付した商品の輸入、販売、販売の申出、販売目的で所持する行為 (同第 110 条(1));
- (e) 偽造または模倣した他人の登録商標を使用し、サービスの提供やサービスの申出する行為 (同第 110 条(2))。

侵害対象外規定

- (1) 模倣品での詐称やパッシングオフ(下記参照)の場合を除き、非登録商標の侵害に対する差止や損害賠償は請求できない(同第46条):
- (2) 姓名、名字、営業所在地名の善意での使用、また前任者の事業におけるこれ

らの善意での使用、または商品の性質や品質についての記述を善意で使用
する行為（同第47条）；

(3) 並行輸入する行為（最高裁判所判決No. 2817/2543(2000年)）。

権利行使で注意すべき事項

- ・ 当該商標権に対する不使用による取消請求日より前の3年間継続して善意での使用がない場合、不使用を理由に登録が抹消される。(同第63条)
- ・ 使用許諾は書面によるライセンス契約を商標局に届出ることにより効力が生じる(同第68条)、そして当該使用は権利者の使用と見做される。(同第70条)
- ・ 虚偽表示や執行の妨害も処罰の対象である。
- ・ 再犯には懲罰的処罰がある。
- ・ 著名周知商標(Well-known trade mark)が2005年に導入されたが2014年に手続きを保留している。
- ・ タイは国際登録のためのマドリッド協定に加盟準備中。(2016年10月現在)

保護期間：出願日から10年間、その後10年毎の更新が可能。(同第53条)

●非登録商標の保護(パッシングオフ:Passing off)

タイは大陸法系の影響がある国家であるが、非登録商標について、侵害者に悪意などの理由があることを立証できる場合、イギリス法体系のコモンロー上の権利であるパッシングオフと同様の保護を受けることができる。

通常、登録商標権の侵害が成立するためには、被疑侵害に使用されている商標が、公衆による混同を生じる程度に登録商標と類似または同一であることが要件となる。そして、裁判では被疑侵害者の行為が不誠実な事業活動行為に該当するかどうか争点となる。従って、商標権者は公衆による誤認混同が生じていることを立証するために、被疑侵害者の販売商品や提供するサービスの種類、営業地域や流通チャネルが同一或いは類似していることに加え、当該営業活動が商標権者の名声にタダ乗りの行為であることや商標権者の売上が減少したなど実質的に事業に影響があったことも立証することが求められる。

法律規定としては、商標法第46条第2項、民商事法第18条、第420条、刑法第272条などを根拠に争うことになる。なお、証拠などの立証の課題も多いため、非登録商標で争う場合は、経験のある現地法律事務所にアドバイスを求めるべきである。

4. 侵害に対する救済手段

タイでの知的財産権侵害の救済には、刑事告訴、税関での水際対策（行政差止）、民事訴訟、或いは仲裁や調停による解決がある。下記のようにまとめることができる。

刑事訴訟	税関差止	民事訴訟
権利種別		
特許権（小特許権、意匠権含む）、商標権、著作権、その他の知的財産権 ¹ 、非登録商標など		
救済内容		
侵害差止 侵害品の没収・廃棄 処罰（罰金・禁固）	侵害差止 侵害品の没収・廃棄 処罰（罰金・禁固）	恒久的侵害差止 損害賠償 侵害物品の没収・廃棄
対応機関		
国家警察局（ECSD） 法務省（DSI） IP&IT 裁判所（CIPITC）	税関局	IP&IT 裁判所（CIPITC）

タイの各知的財産権法は、主に刑事罰による抑止を中心に規定しているため、刑事罰や侵害品の没収と廃棄命令が活用されることが多いようである。また、商標権や著作権に対する侵害が多いため、特許権侵害事件のように損害賠償を含めた民事訴訟で救済を求めると時間がかかり費用対効果の面から利用しづらいと考えられている。ここでは、タイの司法制度から民刑事訴訟、税関差止や裁判外の仲裁や調停手続きについて概説する。

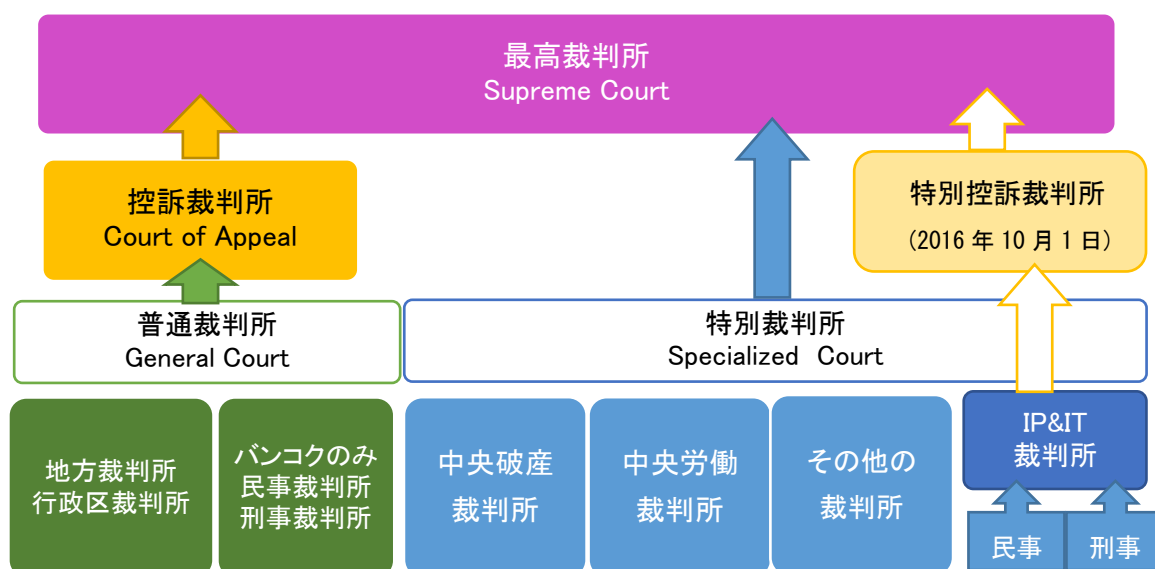
タイの司法制度において、憲法、司法、行政及び軍事の 4 つの裁判区分とそれぞれの裁判所を設けている。この内、司法裁判所は、税務、労働、知的財産、国際貿易、破産などの民刑事事件の審理を担当しており、司法裁判体制は、最高裁判所を頂点に、全国に 9 の控訴裁判所が設けられ、その下に第一審を担当する普通裁判所と専門的事件を担当する特別裁判所が設けられている。

普通裁判所は、各行政区に地方裁判所と下級地方行政裁判所が設けられている

¹その他の知的財産権の法令には、地理的表示保護法、集積回路配置保護法、CD 製品製造保護法、植物品種保護法、営業秘密法がある。

が、バンコクのみ刑事裁判所と民事裁判所をそれぞれ設けられている。

特別裁判所には、家庭、労働、租税、破産、及び知的財産権の専門裁判所が設けられており、中央知的財産・国際取引裁判所（以下、IP&IT 裁判所）が知的財産権全般の事件を審理する。司法裁判所は三審制が原則であるが、特別裁判所が受理した事件のみ二審制である。最高裁判所は、2016年5月に知的財産権事件の滞留件数の増加を受けて、中央知的財産・国際取引裁判所の設立と手続きに関する法律²を改正し、特別控訴裁判所を設置する方針を発表した。その後、2016年10月1日には、特別控訴裁判所（Specialized Court of Appeal）が設置³、民事訴訟法⁴も改正され、同日より、IP&IT 裁判所の事件のみ三審制に改正され、滞留解消に向けた取組みが開始されたばかりである。



IP & IT 裁判所は、1997年に設立された知的財産権と国際貿易の事件を専門に管轄する特別裁判所であり、民事、刑事、及び行政不服の訴訟を担当する。

知的財産権事件の毎年の新規受理件数は約5,000件強、その訴訟の殆どが商標権と著作権事件で、特許権侵害訴訟は十数件である。また、訴訟原因は侵害品の輸入、販売、所持などで全体の70%、商標権侵害が同11%、そして、これらの95%以上は刑事訴訟である。刑事訴訟が多い理由は、処罰などの法制度以外に、迅速で効果的であることに加えて、タイでは私人訴追が認められており、刑事告訴で被害者が共同訴追者になれることもある。

IP & IT 裁判所の審理は3名の合議体、2名は知的財産権や国際取引の専門知識

² Act for establishment and procedure for Intellectual Property and International Trade Court B.E. 2539 (1996)

³ Royal Decree Providing the Opening Date of the Specialized Court of Appeal B.E. 2559 (2016)

⁴ Act Amending the Civil Procedure Code (No. 27) B.E. 2558 (2015)

を有する裁判官 (Career Judge)、1 名は補助判事 (Associate Judge) で進められる。

4. 1 民事訴訟

知的財産権者は、タイにおける民事訴訟法、知的財産及び国際取引事件に関する規則⁵と各種の知的財産権関連法並びに TRIPS 協定関連の各規定⁶に基づき、知的財産権に対する侵害があった場合、IP&TP 裁判所 (以下、裁判所) に侵害差止命令と損害賠償などの救済を求めることができる。

主な知的財産権に対する民事上の救済は下記表の通りで、侵害差止、逸失利益と訴訟費用にかかる損害賠償、及び侵害品の没収と廃棄による処分である。

権利\救済	侵害差止	損害賠償	侵害品処分
特許権 (小特許権、意匠権含む)	特許法第 77 条の 2	特許法第 77 条の 3	特許法第 77 条の 4
商標権	商標法第 116 条	民商法第 420 条、第 438 条	商標法第 115 条
非登録商標	商標法第 46 条第 2 項 民商事法第 18 条、第 420 条、第 438 条 刑法第 272~275 条		
著作権	著作権法第 65 条	著作権法第 64 条	著作権法第 75 条

原告に侵害の事実と損害額の立証責任があり、特に、権利者として被った損害または侵害者が得たであろう逸失利益、及び提訴にかかった合理的な支出も損害の一部として精査し、全体の損害額を立証する証拠資料を作成する。

損害賠償額の算定に関する特別な規定はないが、一般的に原告や被告の売上額や利益額、またはライセンス料率で損害額を算定することができる。しかし、ライセンス料率などの内部情報が流出するおそれがあるため特段の対応をしなければならない。原告が正確な損害額を立証する証拠を提出していない場合でも、裁判所は裁量により、被告の実施した行為と事案状況から損害額を算定することができる。

なお、タイの訴訟実務では、原告が損害額を算定することができたとしても、被告が初犯であったり、早期に事実を認めたりした場合、裁判官は実際の認定額を減額するなど裁量するために損害額を十分回収できないことが多い。従って、被告の支払能力が十分あるかどうかを事前に調査しておくべきである。

⁵ Rules for Intellectual Property and International Trade Cases B.E. 2540 (1997)

⁶ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS: Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)

民事訴訟の時効は、民商法典 448 条に損害賠償請求者が不法行為及び損害賠償義務者を知った時から 1 年を経過、または不法行為の発生から 10 年を経過した場合、損害賠償請求権は消滅するという比較的短い消滅時効が規定されている。

●民事訴訟の先制措置

知的財産権者は起訴に先立ち、或いは訴訟中に、権利侵害の停止や証拠保全を請求する先制措置を採ることができる。

(1)仮差止命令(暫定救済)

知的財産権者は裁判所に権利侵害を停止する暫定的な差止(仮差止)を請求することができる。この手続きは、裁判所規則第 12 条、特許法第 77 条の 2、商標法第 116 条、及び著作権法第 65 条に基づいて請求することができる。この命令には、侵害の中止、或いはまさに侵害行為を行うことを阻止することも含まれる。

知的財産権者は請求人や原告として、事件性を立証する一応の証拠があるとの事実証拠の提出及び裁判所に当該命令を出す妥当性の十分な理由を陳述しなければならないため、仮差止命令の請求は刑事告訴よりも立証のレベルが高いといえる。

仮差止命令の請求は、民事訴訟の提訴とは別に、裁判所に請求することができる。IP&IT 裁判所は、当該請求に妥当な理由があり、また、その侵害行為による損害が金銭などでの補償だけでは十分でないこと、或いは被疑者に後日判決を下すことができないなど、回復不能な状況があることなどの点から受理の是非を決定する。なお、裁判所は、必要に応じて、請求人に被疑侵害者が万一損害を受けた場合に補償する担保金の支払いを求める。

(2)アントンピラー命令

被告が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄、処分、または隠匿・隠蔽するおそれがある場合、そうした行動を阻止するために、原告や請求人に被告の居所や事業所で、侵害品や証拠の調査や押収、それらをコピー収集など記録することを認める一方的命令である。

タイにおいて、この手続きは TRIPS 第 50 条(1)(b)項で始まったようであるが、請求者が裁判所規則第 20 条に基づき事前に証拠保全の必要性を主張し、裁判所法律第 28 条の被疑侵害当事者の被疑侵害行為の関連証拠を一括して収集、保全する暫定的命令を執行することを求める。この命令には、請求人が被疑侵害者の事業所などで請求人に帰属する関連商品や文書の搜索、当該事案の確認、検査、写真撮影、或いは当該証拠資料のコピーを作成することの許可も含めることができる。

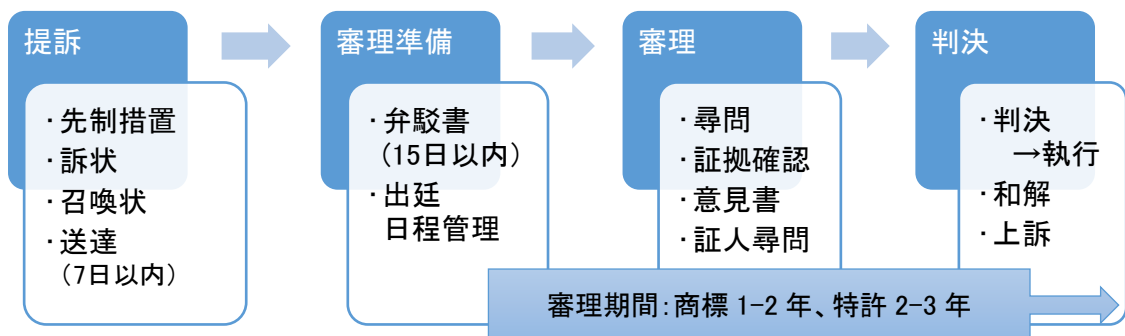
なお、この命令は仮差止命令と併せて利用されるが、これまで裁判所が認めた例が少なく、あまり利用されていない模様である。

● 民事訴訟手続き

知的財産権の民事訴訟は、通常、民商法第 420 条や第 421 条に規定される他人の権利の悪用と損害賠償、並びに各知的財産権の各救済条項に基づいた提訴となる。まず、知的財産権者は原告として、対象の知的財産権、権利者、侵害、損害などの証拠を準備し、被告となる侵害者の確認を行い、訴状を作成する。

次に、準備された訴状を含む資料はタイ語(英語可)へ翻訳し、外国からの書類や外国語の資料は弁護士への委任状を含めて、公証及び領事認証を行う。そして、提訴前に、提出書類や資料を現地弁護士と最終確認する。

ところで、被告は対象特許権や商標権の無効を主張するために、裁判所に無効確認訴訟を提起することができる。この場合、裁判所は合併審理を決定し、当事者は無効も同時に裁判所で争うことになる。そして、対象の特許権や商標権には対世効のある有効、或は無効の判断が下される。特許が無効と判断された場合、損害賠償を求める逆提訴を受ける可能性がある。一方、悪意による商標の先取り登録に対抗する場合は有効的な手段である。



民事訴訟は原告が裁判所に訴状を提出することから始まる。裁判所は原告及び訴状について審査し、訴状受理の可否を検討し、受理を決定すると、被告に訴状のコピーと召喚状を送達し、出頭を命じる。なお、原告は訴状の登録日から 7 日以内に、裁判所に召喚状の送達を求めなければならない。この時点で、仮差止請求など先制措置をとることもできる。

被告は召喚状及び訴状の送達日から 15 日以内に、裁判所に弁駁書を提出しなければならない。原告が主張する訴訟事由に同意するか否か、否認する場合はその理由を書面で弁駁しなければならない。

召還日には原告及び被告が出頭し、公聴会の日程を決定する。しかし、被告が答弁しない場合や訴状の内容を認めている場合、或いは裁判所が公聴会を開くまでもないと判断した場合は、召還日に争点の確認が行われ、双方が合意すれば、供述書

作成、判決と進むこともできる。なお、遠隔地の当事者はテレビ会議が利用できる。

原告及び被告の双方は裁判所に出頭し公聴会での審理に参加する。裁判官は、訴状及び関係当事者の供述書を確認し、双方の主張や論点及び提出された証拠を確認するとともに、当事者双方に当該事実や証拠の説明、承諾・非承諾を求める。当事者双方はこれに答弁しなければならない。また、当事者双方は必要に応じて、新たな証拠や証人を審理中に提出し、証人尋問などの追加の公聴会の開催(概ね 10 日後)を求めることができる。裁判官は、当事者双方の説明や主張を整理し、争点を判断するなど公判を進めて審理を終了すると、当事者双方に最終的な陳述の任意提出を求め、最終的な判断を下す。

タイでは和解が多く利用されており、被告の賠償能力や再犯の可能性などを判断し、早期かつ費用対効果の面から裁判所や知的財産局での調停を利用して、早期に解決することも一つの手段であり、裁判係属中にこうした解決策も検討する。

裁判官は最後の公聴会の約 1-2 か月後に判決を言渡し、判決を下す。被告が判決に従わない場合は、強制執行を裁判所に求めることができる。なお、被告が判決に不服の場合、判決後 1 か月以内(延長可)に特別控訴裁判所に上訴することができる。

ところで、被告は判決の執行を先延ばしにするために最高裁判所まで上訴するため、更に 2~3 年も事件が係属する。こうした反論や対抗があることを前提に提訴前にこうした事情も検討に加え、民事訴訟を開始するべきである。

4.2 刑事訴訟

タイの知的財産権関連法は侵害行為に対して刑事罰を規定しており、それは侵害差止の他に、侵害品の没収・廃棄、罰金、禁固である。なお、タイの著作権法は罰金の半分を著作権者に損害賠償として支払うという特殊な規定がある。タイ知的財産権の刑事的救済事件は、侵害判断が容易な商標権と著作権が殆どであり、民事訴訟に比べてコストがより安く、簡単かつ迅速であることや非登録商標であっても適用が可能なことから有効な選択肢である。

権利\救済	法律	差止	罰金・禁固	損害賠償	侵害品
特許権(小特許権、意匠権含む)	特許法	○	○	-	○
商標権 非登録商標	商標法 刑法	○	○	-	○
著作権	著作権法	○	○	○	○

外国企業がタイで商標権をまだ未取得の場合、当然早期に権利化するべきである

が、商標出願が登録になるまで約1~2年かかることから、非登録商標の保護に刑法の規定をしばしば活用する。この刑法の活用は、民事訴訟のように商標の誤認混同について議論する必要はなく、単に違法行為や虚偽の広告や不正流用による商業活動であることを立証するのみというメリットがある。

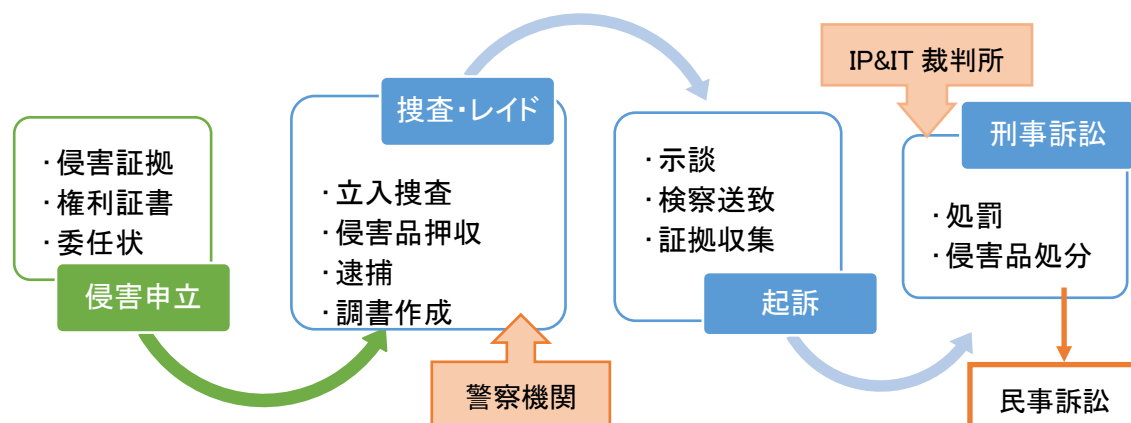
知的財産権者が刑事的救済を求める場合、一般的には経済警察(ESCD)、特別捜査局(DSI)に侵害の事実を告発や告訴するか、自らの調査結果に基づき IP&IT 裁判所に私訴することで、侵害の排除や処罰を請求することができる。ここでは、これらの行政機関による摘発とそれに引き続く刑事訴訟手続きについて解説する。関係機関は下記の通りである。

関係機関	組織と役割
国家警察庁 経済犯罪取締課(ESCD) Economic Crime Suppression Division	被害額が50万バーツ以下の知的財産権の事件を摘発処理する。著作権対応が多い。
司法省 特別捜査局 知的財産犯罪課(DSI) Department of Special Investigation (DSI)	被害額が50万バーツ以上の知的財産権の事件を摘発処理、広い捜査権限を有する。
知的財産局 知的財産権侵害予防取締室 Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation (DIP)	ESCD や DSI の活動支援、或いは当事者の行政和解調停手続きを行う。
国家知的財産権行使センター National Intellectual Property Rights Centre of Enforcement (NICE)	比較的大規模の医薬品・化粧品・酒類の商標権侵害、ソフトウェア著作権侵害を対策する。
中央知的財産国際取引裁判所(IP&IT 裁判所) Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPCTC)	検察の起訴或いは私訴後の刑事訴訟の審理と処罰などの判決を下す。

●刑事摘発(レイド)手続き

刑事告訴は、IP&IT 裁判所(以下、裁判所)に直接、私訴することも可能であるが、原告による告訴状と罪状確認義務、被告による証拠に対する否認や防衛などの可能性があるため、裁判所が捜査機関に再捜査を求めるといった二度手間が生じる。従って、まず所轄の経済警察(ESCD)もしくは特別捜査局(DSI)(以下、まとめて警察機関という)にレイドを申立てる。この申立は、申請者が侵害を発見してから3か月以内に行わなければならないことに注意する。

知的財産権者は、収集した被疑侵害証拠品、また被疑侵害者や侵害場所の情報に加え、権利者であることを証明する商標権などの権利証書や代理人への委任状、侵害品と真正品サンプルなどを警察機関に提出する。なお、現地の製造委託先、販売代理店やライセンス先などに申立てる権限はなく、知的財産権者から委任を受けたことを条件に申立てることができる。



警察機関は被疑侵害行為が事実であり、十分な理由があり、対応が必要であると判断すると、裁判所から捜査令状を入手して、知的財産権者もしくはその代理人を帯同して、レイドを実施する。被疑侵害者が侵害関連証拠を滅失や隠匿するような可能性がある場合、裁判所にアントンピラー命令を求めても良いが、請求が認められない場合が多い。警察機関は侵害実体の捜査や侵害品の押収を行い、知的財産権者に現場で侵害品の確認や検査を求めるとともに、侵害者から供述調書をとる。

次に、警察機関は、レイド中に侵害者に罪状があると判断した場合、侵害者を刑事訴追する準備を行い、起訴準備資料と共に検察官に事件を送致する。なお、知的財産権者やその代理人は捜査現場で起訴に適した証拠の確認や特定などの協力をすることができる。

実務上、警察機構が独自にレイドを実施したとしても、警察機構は被疑侵害製品が知的財産権を侵害しているかどうかの判断を求めため、知的財産権者やその代理人を同行させる。そして、侵害が確認されれば、侵害者は逮捕され、侵害品は押収される。押収された侵害品は事件が解決するか、裁判所の決定が出るまで警察機構で保管される。なお、警察機構がその事件には十分な理由がないと判断し、レイドを実施しない場合、知的財産権者は自ら直接 IP&IT 裁判所に提訴することができる。

事件の送致を受けた検察官は、起訴状を IP&IT 裁判所に提出し、侵害者を被告として刑事起訴する。知的財産権者は、共同原告として訴訟に参加することが可能であり、侵害品の処分などについて確認することができる。

● 刑事訴訟手続き

刑事廷での手続きは民事訴訟とほぼ同じ流れで、主に裁判官による罪状認否が行われる。被告が罪状を認めない場合でも、証言や証拠などから有罪との決定がされた場合、被告に刑罰が言い渡される。裁判所は侵害品を没収し処分する。

裁判所が処罰を下す場合、初犯の侵害者には主に罰金刑のみを科す。また、被告が損害賠償を支払った場合、禁固刑を併科せずに、軽い罰金の支払いを命ずるのみである。また、小売業者やその従業員などによる二次的侵害行為を摘発した場合、被告の多くは小規模な業者や高齢者や貧しい女性の個人であり、全くの善意者である場合も多いため、裁判所は禁固刑を科さずに罰金のみを科すことが多い。

被告が処分に不服の場合、判決後1か月以内に特別控訴裁判所及び最高裁判所に上訴することができる。最高裁判所はこれまでも刑罰の調節機能も果たしているため、判決が刑罰を軽減した知的財産権事件の場合であっても、刑法第78条に基づき犯罪の情状により刑罰を酌量減輕してきている。このため、被告は判決の量刑を不服として上訴することが比較的多い。

なお、原告である知的財産権者は、被害の状況により、別途民事訴訟を提起することもできるため、刑事告訴の段階からその準備を開始しておくべきである。

特許法、商標法及び刑法の罰則規定

(1) 特許法

(a) 特許及び意匠(第85条)

2年以下の禁固もしくは40万タイバーツ⁷以下の罰金または併科。

(b) 小特許(第86条)

2年以下の禁固もしくは20万タイバーツ以下の罰金または併科。

(2) 商標法

(a) 他人の登録商標の偽造、偽造商標の物品の輸入・販売・販売の申出・所持及び偽造商標でサービスの提供または申出の行為(第108、110、111条):

4年を超えない禁固もしくは40万タイバーツを超えない罰金、または併科。

(b) 公衆に他人の登録商標と誤認させる模倣、模倣商標の物品の輸入・販売・販売の申出・所持及び模倣の商標でサービスの提供または申出の行為

(第109、110、111条):

2年以下の禁固もしくは20万タイバーツを超えない罰金、または併科。

(3) 刑法

他人の登録商標の使用、偽造及び表示(第273~274条)、及び輸入(第275条)行為に、1年以下の禁固もしくは2,000パーツ以下の罰金、または併科。

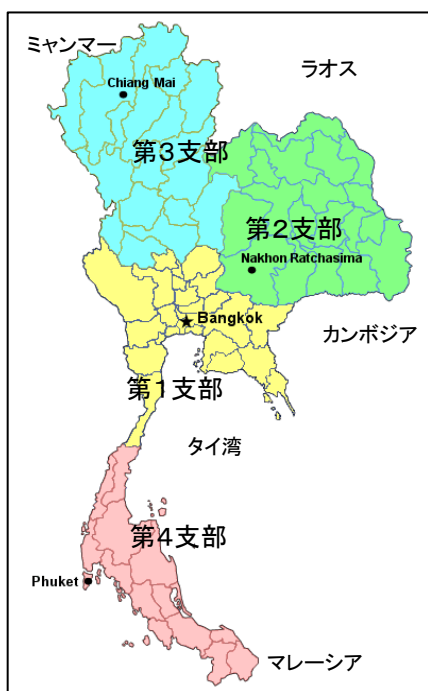
⁷ 2016年現在、1タイバーツは約3円。20万、40万タイバーツはそれぞれ60万円、120万円、2,000パーツは6,000円。

4.3 税関差止

タイの税関局は、2005年に改正された税関法の規定に基づき、商標権及び著作権などの知的財産権の模倣品や海賊品を、裁判所の判断なく職権で輸出入の差止、没収及び廃棄することができる。また、タイ政府は、2015年に国際税関機構の税関手続き簡素化及び調和の国際条約⁸に加盟し、二次的貨物の輸出入法⁹及びタイ税関通知210/2558(2015)及び211/2558(2015)を施行するとともに、ラオスやマレーシアとも協定を締結し、2016年より積替えや転送貨物の検査をできるようになった。この目的は、国際的なテロや国家の安全を目的としたものであるが、不正申告や違法行為も対象としており、知的財産権侵害も対象に含むと確認している。

こうした税関局の職権検査は、関税法が脱税や禁制品の輸出入の禁止(第27条)とともに当該貨物の隠匿、販売幫助などの行為の禁止(第7条の2)をしており、輸出入法が関税法の規定に基づき税関職員の貨物の検査、差止及び没収、侵害者の逮捕、起訴など権限(第16条)を規定していることに基づき実施できる。

なお、対象となる知的財産権は特許法、商標法、著作権法、地理的表示法、営業秘密法、集積回路配置保護法及び種苗法を対象としているが、実務上は、判断の容易な商標権と著作権が対象となっている。そして、関税局通知により、それぞれの知的財産権侵害品の差止手続き、例えば、商標権侵害には、偽造被疑商品の商標検査に関する税関局通知令(6/2351号)により、検査方法と手続きを明確化している。



タイ税関は、その本部をバンコクに置き、2003年にその権利行使部門に知的財産権に関連する業務を統括する捜査・取締局(Investigation and Suppression Bureau)を置き、その下にe-customsを運営する知的財産権調整センター(IPR Coordination Center)を設けて、効率の良い知的財産権侵害管理業務を行っている。税関は国内を下記の4地域に分けて管轄し、年間1,000件弱の摘発実績がある。

(1)税関第1支部:タイ中部でバンコクを中心とし、東にカンボジア、西にミャンマーに挟まれ、国境と港湾に税関11か所がある。

(2)税関第2支部:タイ東北部でナコンラッチャシマがあり、カンボジアとラオスに隣接し、国境に税関9か所がある。

⁸ International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures

⁹ The Second Export and Import of Goods Act of the Kingdom of Thailand B.E, 2558(2015)

(3) 税関第3支部: タイ北部の山岳地帯でチェンマイがあり、ラオスとミャンマーに隣接し、国境に税関 9 か所がある。

(4) 税関第4支部: タイ南部でプーケットがあり、西にミャンマー、南にマレーシアと隣接し、国境と港湾に税関 17 か所がある。

● 税関登録

知的財産権者が税関の協力を受けるには、税関の知的財産権調整センターが運営するデータベースに知的財産局(DIP)を通じて税関保護登録申請を行うとともに、税関が求める各種作業事項に対応しなければならない。また、現地代理人を確保することが迅速な対応には不可欠である。

税関での知的財産権登録手続きは目的別に次の 2 種類がある。なお、従来の税関ウォッチリスト申請書の提出は、2015 年の e-customs の導入や手続き改正により廃止されている。ここでは、商標権の登録を例に説明する。

(1) 知的財産権一般登録申請

商標権者がタイで所有する商標権を侵害する物品の輸出入の差止を希望する場合、商標権に関する必要事項を記入した所定の商標保護申請書と下記の一連の関係書類を知的財産局に提出する。

- ① 知的財産局から入手した商標登録証明書
- ② 代理人への委任状(公証・領事認証付き)
- ③ 発行後 6 か月以内の法人登記簿/現在事項証明書(公証・領事認証付き)
- ④ 損害引受保証書
- ⑤ 真正な商標見本

申請書類の提出を受けた知的財産局は、税関にこれらを転送するとともに、その情報を共有する。現在、こうして構築した通関検査システムは税関のイントラネットで共有されるとともに、e-customs としてインターネットでも利用されている。税関の知的財産権調整センターは、申請書記載の連絡先にブラックリストやホワイトリスト、その他の関連情報を追加することを求めることで、管理情報の充実を図り、知的財産局とともにその検査や審査に活用している。

なお、税関登録の有効期限はない。外国での登録商標も登録の対象となっているが、実務上、タイでの未登録商標は対象となっていない。

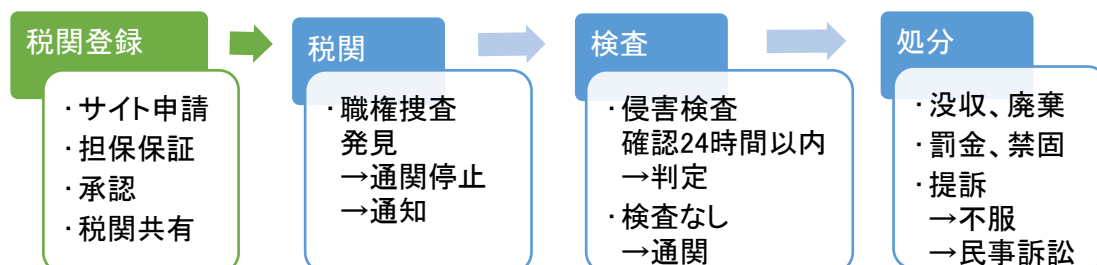
(2) 特定事件保護申請

商標権者が事前の通報や調査結果から個別特定の侵害貨物を知り、具体的な通関情報を入力している場合、税関や知的財産局に申請することができる。

商標権者は一般申請と同様、申請書など一式を提出するが、併せて、対象とな

る貨物検査申請を提出し、侵害積載船舶名、便名、タイへの到着日や到着地、荷送人と荷受人の住所などの詳しい情報を提供しなければならない。

●税関差止



税関が職権で捜査し、被疑侵害品を発見した場合、知的財産権者にその旨を通知する。通知を受けた知的財産権者またはその代理人は、通知から 24 時間以内に現場で被疑侵害品の検査や確認を行い、真贋鑑定を行う。知的財産権者が検査をしない場合は、当該貨物は輸入者に引き渡される。この検査期間は国際的にも短い期間といえる。通常、通関停止期間は 10 日間で、更に 10 日間の延長ができる。輸入者に対する通知義務は規定されていない。

輸入者が通関停止を知り、税関に真正品或は非侵害を立証し、知的財産権者がその事実を認めた場合、また、真贋鑑定の結果、非侵害との確認を報告した場合、税関は当該貨物を通関処理する。なお、知的財産局はこうした鑑定業務を支援している。

知的財産権者または代理人が検査、鑑定の結果、侵害品であることを確認し、税関にその旨の供述書を提出すると、税関は当該貨物の輸入差止、没収、及び罰金を輸入者に通知する。罰金は輸入価格と諸税の加算額の 4 倍、或いは 10 年以下の禁固となり、通常は罰金が科され、国庫収入となる。輸入者は当該罰金を支払わなければならない。支払わない場合、税関は IP&TI 裁判所に執行を求めることができる。

没収された侵害品は 30 日以内に破壊処分されるが、知的財産権者はその費用の一部を負担することが求められる。時には、他の警察機関と合同で侵害品の処分セレモニーに供されることもある。

知的財産権者は、通関を差止めた貨物による侵害額や影響が大きい場合、訴訟による救済を求めることができる。なお、税関の差止が結果的に非侵害となった場合、輸入者から損害賠償が求められる場合がある。なお、こうした可能性がある場合、税

関があらかじめ担保金の支払いを求める。

4.4 その他の紛争処理

● 裁判外救済措置(ADR 代替的紛争解決)

タイにおける裁判外紛争解決は仲裁法¹⁰と調停法¹¹、及び民事訴訟法に基づき処理され、仲裁は司法省のタイ仲裁委員会(TAI)¹²などが、調停は IP&IT 裁判所や法定外ではタイ調停センターで行うことができるが、知的財産局もタイの知的財産権にかかる仲裁や調停を積極的に取り組んでいる。

知的財産局は 2002 年 7 月 11 日に知的財産権紛争の和解及び仲裁に関する局方針を公布し、知的財産権侵害予防取締室を設置し、TAI の協力の下、特許権、商標権、著作権、及び営業秘密を含む知的財産権全般の仲裁と調停業務を開始した。効果的で短期間の ADR 手続きを提供しており、約 2～3 カ月で完了できるメリットがある。

知的財産局の仲裁手続きは、TAI 規則に準じた手続きを行っており、概ね下記の手順である。

- (1) 知的財産権紛争の当事者の権利者が、知的財産局に直面している被害の状況及び相手方の侵害者に対する要求を説明する申請書を提出する。
- (2) 担当部門が申請書を受理後、内容を点検し、要求や不明な点を確認するために権利者または代理人に通知し、問題の詳細を確認する。
- (3) 権利者の申請内容は関係部局と検討され、正当性、適法性で妥当である場合、仲裁業務を開始する。ここまでの手続きに、2～3 週間かかる。
- (4) 担当部門は、相手方当事者に連絡を取り、紛争内容の通知及び交渉を求める。相手方当事者が交渉に応じる場合、両当事者を呼び、協議を開始する。
- (5) 両当事者が合意に達した場合、協議し合意した内容に基づく和解合意書を作成し、両当事者が署名すると、その合意書は成立し、効力が発生する。

こうした交渉には半年以上の交渉が必要な場合もあるが、官費は発生しないため、弁護士費用や諸費用で済むメリットがある。著作権侵害での利用度は高いが、商標や特許での利用は数少ない現状がある。

● インターネットアドレス紛争調停委員会の調停

インターネットドメイン名の先取りに対して、ドメイン名の登録機関である T.H.NIC Co. Ltd. (THNIC)には調停の能力はないため、商標権者は先取りされたドメイン名で被害を受けている場合、民事訴訟によりドメイン名の譲渡命令の判決を受け、THNIC に手続きを行わなければならない。なお、外国企業がタイでドメイン名を直接登録すること

¹⁰ Arbitration Act B.E. 2545 (2002)

¹¹ Mediation for Leading to Dispute Settlement B.E. 2537 (1994)

¹² タイ仲裁協会(Thai Arbitration Institute, Office of the Judiciary) <http://www.adro.coj.go.th/>

はできないため、タイでの代理人が存在しなければならない。

5. 侵害の発見から解決までのフロー

「微笑みの国」といわれるタイ王国は、東南アジアで南に突き出したインドシナ半島の中央にあり、西北にミャンマー、北東にラオス、東南にカンボジア、南にマレーシアの4か国と国境を接し、アンダマン海とタイ湾の二つの海でベトナムやインドネシアとも接し、古来よりインドやヨーロッパと、中国や日本を繋ぐ交易の拠点として発展を遂げてきている。国土 51.3 万平方 km (日本の約 1.4 倍) に、タイ族中心 (全体の 85%) の人口約 6.9 千万人 (IMF2016 年予測) の仏教国家である。13 世紀から王国を形成し、1932 年に民政化、立憲君主制となったが、2011 年にインラック政権が破たん後、軍事暫定政権となり、民政復帰に向けて、2016 年に新憲法発布するとともに新政権に向けた活動が行われているが、同じくプミポン国王の逝去もあり、法改正などは更に遅れそうである。



首都はバンコク (Bangkok)、行政区分はそのバンコク特別行政区と 76 の県からなり、それぞれ地理的・文化的に異なる特徴があり、バンコクのある中部、チェンマイのある山岳地帯の西北部、コーンケンのある北東部、パタヤーのある東南部、そしてプーケットのある南部の 5 つの地域に分れる。

経済成長は政権体制変更後低迷している。農業国であるものの加工貿易が中心で、主な輸出産品はコンピュータや電子部品、自動車用部品、機械器具、農作物や食料加工品である。

5.1 侵害の発見

タイは経済や製造拠点の中心はバンコックとその周辺であり、農業中心の地方とは社会生活に大きな差があり、地方での侵害品製造能力は限られ、中国などの周辺国を経由して模倣品が流入している状況がよく知られている。

具体的な模倣品や侵害品 (以下、まとめて侵害品という) は、有名ブランドの衣料品、メガネ、バッグ、靴、腕時計のほか、医薬品、化粧品、アルコール飲料、日用品、パソ

コンやタブレット端末などの電子・通信機器及び自動車部品である。その他、主に音楽、映画、ソフトウェアプログラムの海賊版が良くみられる。

地域的には、バンコク市内にはマーブンクローンセンター(MBK)、パンティップ(Panthip Plaza)など多くのマーケットがあり、そこでは携帯電話や音響機器とその付属品、衣料品、化粧品や日用品まで様々な侵害品をみることができる。地方では、東部のアランヤプラテートのロンクルア(Rongkluea)市場、プーケット(Pattaya)のパタヤ市場、チェンマイ(Chiang Mai)のバザール市場などがよく知られている。一方、侵害品の製造はバンコク市内やその周辺に限られているようである。

このような状況から侵害品の多くは、中国から主にラオスやカンボジアの国境を経由して間接的に流入し、タイ国内での製造は小規模の製造者が高品質の商品を受注生産で製造、或いは商品の再パッケージなどが行われている。なお、侵害品に対するタイ政府の行政取締活動が比較的積極的であるため、統計資料から著作権侵害は引き続き多いものの、商標権侵害は摘発数に比べて数量は減少していることが分かる。

タイで侵害品が発見されるのは市場調査によることが多いようであるが、侵害発見と報告を受けた場合、その侵害品を発見した現地法人や提携相手先に依頼し、侵害の事実(以下、被疑侵害と言う)の詳しい情報を入手する。具体的には、マーケットなどの場所、店舗や相手先など侵害者の情報、及び侵害品の実物や複数の角度から撮影した写真を入手する。

こうした情報から初期判断を行うとともに、被疑侵害の状況や規模などから、自社の事業に直接的、間接的にどのような影響があるのかを検討し、今後の対応の基本方針を立てる。

5.2 証拠の収集

侵害の証拠品の収集は、被害を受けた知的財産権者の目的や戦略により異なるが、販売店から侵害品を入手することでレイドを目指す場合と長期間をかけて侵害品の製造者、或いは輸入から販売までの一連の侵害者の活動全般を把握し、網羅的に対策をとる場合で対応は異なる。知的財産権者が侵害対策するために重要なことは、侵害者の情報レベルから侵害の事実を立証するレベルにすることである。

通報や提供された情報が正確でない場合も多いために、下記のような観点から被疑侵害が行われている地域や店舗などの場所、侵害者、侵害品などを特定する詳しい情報、サンプルや証拠書類を入手する。

- ・発見日/発見者や通報者
- ・発見場所/被疑侵害会社名や個人の名前

- ・模倣品発見時の状況、写真やビデオ撮影
- ・サンプルやパッケージ、或いはその写真/侵害状況の証拠の入手
- ・販売者以外に可能であれば製造者・流通業者・輸入者など入手ルートの情報

輸入品でなくタイ国内で製造がされているような場合は、侵害者の倉庫や住居などで作業をしている場合もあるため、証拠類入手の困難さやリスクを伴うため、必要に応じて現地の法律事務所や調査会社を利用する。

また、証拠収集においては、今後採用する手続きにおいて、必須の証拠の選定とそれらに公証措置が必要なため、現地の法律事務所と相談しながら証拠収集や必要な措置を行う。なお、事業に大きな影響があり、民事訴訟を視野に入れる場合は、先制措置として、アントンピラー命令や仮差止による侵害品確保も検討する。

ところで、非登録の著名商標によるパッシングオフを利用しなければならない場合、証拠収集の時点で、現地の弁護士に相談し、自社の対象商標や商号、それらの著名性を主張するための販売状況や関係資料を確認し、立証に必要な証拠となる実績や資料の収集を行う。

5.3 侵害者の特定

販売店舗で被疑侵害品を収集する場合は、概ね侵害者の特定を行うことができるが、複数の店舗がある場合などは正確な情報を得られないこともある。販売店舗以外で侵害者を特定しなければならない場合、ダミーによる被疑侵害品の取引を行うなど、支払先や侵害品の発送元など侵害者につながる住所や連絡先の情報を入手することも検討する。初期確認段階で被疑侵害者の特定ができている場合でも、レイドや民事訴訟を進めるには、正しく被疑侵害者を特定しなければならず、現地の法律事務所に最終確認を依頼する。

一般的に侵害品の証拠収集とその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うため、侵害店舗の確認、被疑侵害品の製造や流通業者、輸入業者を正しく特定する作業も現地の法律事務所に委託することが好ましい。

5.4 代理人の選定

日本企業が独自に侵害品対策を実施する場合、現地の情報を得ても侵害場所や侵害者の確認の困難度、時には知的財産権者の調査活動が侵害者に知られるなどのリスクを考え、現地の法律事務所または調査専門会社を活用する。タイの法律事務所は国内で歴史のある Tilleke & Gibbins や Domnern, Somgiat & Boonma などの他に外資系の Baker & McKenzie などがあるが、ジェトロが調査した知的財産権に関する事業を取扱う下記の事務所リストが参考になる。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/lawfirm.html>

タイの法律事務所の一部には独自に調査員を保有している事務所もある。また、バンコクには複数の調査機関や調査員が活動しているが、語学やビジネススタイルなどから利用できる機関は限られており、調査技能や信頼性などの評価が難しいため、経験のある法律事務所を利用する。なお、以下に調査機関の一つを参考までに掲載する。

Orion Investigations Co., Ltd.

住所: Unit 1601,2001-2002, 2501 BBC Building,
Wattana Bangkok 10110, Thailand

電話: +66-2714-3801~3

FAX: +66-2714-3804

E-Mail: info@orioninv.co.th

Website: <http://www.orioninv.co.th/>

ここに掲載する調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではないため、連絡を取る前に経験のある法律事務所や日系企業に技能や料金などを確認することを勧める。

5. 5 権利行使の可否判断

知的財産権者は侵害行為に対する差止や処罰が下されるように、具体的かつ十分な侵害関連証拠や資料、及び侵害者情報に基づき、侵害実態を良く判断するとともに、商標権や特許権など、どの知的財産権を活用するか、どの権利行使手段を選択するかなど、適切な対策を速やかに決定しなければならない。なお、タイでの侵害状況は、商標権や意匠権の侵害品を摘発するレベルの事件が多く、特許権侵害など事業に重大な影響のある事件は多くないため、費用対効果の面からも判断する。

過去のトラブル事例に、特許権者が侵害者に対して刑事告訴を起したところ、被告による当該特許の無効請求が認められ、被告が特許権者を不法行為で提訴した事件がある。最高裁判所は有効性のない特許権に基づく権利行使を行った場合、特許権者は被告が受けた損害を賠償する責めを負うものとの公示(裁判所意見 No.974/2551(2008))を出した事例があるため、特許権など権利の有効性には十分に注意しなければならない。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントである。下記の項目を満足できない場合は、権利行使の準備ができていないと考え、更に手配を進めるべきである。

1. 入手した侵害品サンプルや関連の資料から侵害者とその居所、流通チャネルや製

造元などの基本情報を確認する。併せて、権利行使として、レイドや提訴する場所を確認する。

2. タイにおける具体的な知的財産権、例えば、特許権や商標権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。商標権の場合、過去 3 年間の使用実態があり、権利行使に支障がないことを確認する。出願係属中の権利の場合、登録の見通しや近隣国での登録状況を確認する。
3. 利用できる知的財産権について、その権利範囲を確認し、侵害品や侵害行為が対象の知的財産権の権利範囲に入ることを確認する。
4. 現地の法律事務所や調査会社の選定を行う。
5. 具体的な権利がなく、非登録商標によるコモンロー上のパッシングオフを主張する場合、対象の商標や商品などの使用証拠、一定の著名性を示す証拠を収集する。具体的な証拠収集は現地の弁護士のアドバイスに従う。
6. 必要に応じて、タイの法律事務所から対象となる自社の知的財産権、或いはコモンロー上の権利の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手する。
7. どのような救済を求めるのか、つまり、レイドと刑事告訴、税関差止、或いは民事訴訟で侵害差止、或いは損害賠償までを求めるのかどうかを検討する。
8. 現地の法律事務所の弁護士費用、翻訳や調査、旅費交通費などの費用を含め、権利行使にかかる費用を予測される権利行使ルートごとに見積り、比較する。
9. タイでの知的財産権の権利証書、法律事務所への委任状、その他必要な関係書類を準備する。例えば、登録証或いはタイ知識産権局の登録証明書、法人登記簿、委任状など全ての必要書類を正しく準備する。委任状には、日本で公証と領事認証を受ける。
10. 最終的に権利行使に使用する侵害者の侵害証拠、例えば、侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類、被告となる侵害者の登記情報など固有情報を確認する。タイ国内で入手できたものは原本であれば公証は不要である。外国の資料には公証と認証が必要であるが、公証と認証には時間がかかるため、早目に対応する。

5.6 警告書

日本では、侵害者と穏便かつ知的財産権を尊重するよう求めて解決を図るために警告書(Warning letter)がしばしば用いられる。しかし、タイでは、警告書を送付することが相手に当方の対策を事前に知らせることになるだけでなく、レイドや刑事告訴する場合に小規模の侵害者は移転や逃亡、侵害品の隠匿などの対応をとることが多い。民事訴訟で特許権を利用する場合、相手から無効対策を事前に講じられるために、タイでは警告状があまり利用されていないようである。

一方、警告状が利用できる場面は、侵害者が相応の規模の企業であり、その侵害

規模や影響が比較的大きいため、侵害行為を継続しなければならない場合や民事訴訟手続き中に被告が警告に応じなかったことを主張する場合である。

従って、警告状や催告状(a letter of cease-and-desist demand)は、現地の法律事務所と相談しながら送付することが望ましい。

なお、警告状は、その送付後の法的措置を印象付けるためにも弁護士名で作成し、記載内容は、主として、所有する知的財産権を説明し、侵害状況を説明するとともに、知的財産権者が侵害者を提訴しないことを条件に、侵害品の引渡し、情報の開示、賠償、合意内容を遵守しない場合の罰則などを保証する同意契約書に署名を求める内容になる。つまり、下記のような事項を具体的に記載する。

- ① 侵害者と代表者名
- ② 知的財産権者の情報
- ③ 侵害されている具体的な知的財産権の情報(登録番号や商標など)
- ④ 侵害が発生している場所
- ⑤ 侵害対象製品やサービスの具体的な内容(製品名と型番など)
- ⑥ 侵害者に対する要求(例えば、侵害中止、侵害品の引き渡しなど)
- ⑦ 応答期限(1か月以内)

警告や交渉など裁判手続き以外で侵害者と和解交渉が成功する場合、知的財産権者は和解条件の内容を網羅した和解契約書や念書を用意し、侵害者から侵害行為や侵害品の取引を再開しないこと、保管侵害品の引渡、侵害品の出所の開示、謝罪広告、損害賠償や違約条件などを保証する内容で文書を交わし、将来の再犯行為に備えるべきである。

5.7 予想される抗弁(特許権、商標権)

タイでの特許権と商標権の侵害で、警告や告訴を受けた侵害者の予想される抗弁や対抗策、及びそれらに対する対応策を次のようにまとめることができる。なお、第3章の侵害の定義に記載の侵害対象外規定及び注意事項も参照のこと。

特許権	商標権	対応策
非侵害		侵害証拠の確定
並行輸入や先使用の主張		事前の流通や販売実態調査
無効審判	無効審判	事前の有効性鑑定
—	3年不使用取消	タイでの使用状況確認
特許権侵害提訴	商標権等侵害提訴	相手方保有の特許権等の事前調査

タイでは、侵害者が保有する権利で逆提訴を受けることも予想されるが、こうした対

抗措置をとれる企業は少なく、現在のところこうした反訴は稀と考えられる。

5.8 侵害に対する救済手段

知的財産権者は通常、法的措置として、税関対策やレイドによる刑事告訴または民事訴訟による救済を受けることができる。下記のように権利行使手段ごとに、その目的やメリット・デメリットをまとめることができる

自発措置	行政措置		司法措置	
警告状	行政仲裁	税関差止	民事訴訟	刑事告訴
(対象権利)				
全知的財産権 パッシングオフ	全知的財産権	主に商標権、 著作権	全知的財産権 パッシングオフ	主に商標権、 著作権、
(処理主体)				
権利者	知的財産局	税関	IP&IT 裁判所	警察機構 IP&IT 裁判所
(目的・結果)				
(和解) 侵害差止 侵害品廃棄 損害賠償 使用許諾	(仲裁) 輸入差止 侵害品廃棄 損害賠償 使用許諾	輸入差止 侵害品没収 処罰	侵害差止 損害賠償 侵害品処分 情報開示	侵害差止 処罰 侵害品没収
(期間・コスト)				
2-12 か月	2-3 か月	1 か月	商標 1-2 年 特許 2-3 年	示談 3-6 か月 訴訟1年
低コスト	中コスト	低コスト	高コスト	中コスト
(メリット/デメリット)				
短期決着 契約の自由度 一定の制限力	短期決着 合意形成 一定の拘束力	短期決着 侵害差止 経済的打撃	法的効果 侵害差止 経済的打撃	法的効果 侵害品没収 刑事処罰
拘束力なし 証拠隠滅	侵害者非対応 証拠隠滅	税関登録 職権捜査 迅速対応	立証義務 長期化	司法判断依拠 短い刑期

タイでは知的財産権の侵害に対する対抗措置として、独自の和解交渉、行政措置、及びレイドから刑事告訴と民事訴訟の2つの司法措置の選択肢がある。しかし、一般的に、タイでの知的財産権侵害事件において効果があり、少なくとも侵害を減少させ

るためには、警察機構のレイド及びそれに引続く刑事告訴が、早い侵害差止、比較的安いコストで結果が出る好ましい手段として良く利用されている。

知的財産権者が警告によって侵害行為をやめさせることは、比較的事業規模が大きい事業者が侵害者である場合に限り効果を期待できるが、中小規模の販売店や国内製造者などに同じ対応を期待することは難しいといえる。

行政措置の知的財産局による仲裁は最近利用されていないようであり、商標権や特許権を利用した仲裁は現在のところ稀のようである。これは、仲裁が行われても、差止や経済的打撃に繋がらないことにあると思われる。

税関の輸入差止の利用や摘発は増加しており、商標権侵害では毎年 3~4000 件の検挙数がある。しかし、税関の違法貨物の開封率を上げることが課題となっており、e-Custom システムの活用によるブラックリストの充実の他に、通関検査の甘い地方の税関などへ貨物の輸出入が移行されている現状に対抗する対策が求められる。中国からの侵害品の流入が多い場合は、税関との情報交換や友好関係を目的とした、真贋鑑定勉強会などを実施することで、更に効果を上げることに配慮する。なお、正規品の横流しや並行輸入は止めることができない。

司法措置のレイドに引続く刑事訴訟は、侵害行為が継続しており侵害者や侵害の事実が明らかである場合、早い侵害行為の停止や処罰を望む選択とすることが勧められる。刑事告訴を行う場合、警察が事件に一応の事実があり十分な理由があると判断すれば、レイドが実施される点で利用しやすいといえる。なお、安易な示談や和解はせずに、侵害者が和解対象者として十分な素行があるかどうかは確実に判断すべきである。

民事訴訟は、例えば、負担する訴訟コストが高く、訴訟手続きが 2~3 年と長期にわたること、対象となる知的財産権に対する無効や取消請求などカウンターを受けるリスクがあること、被害や損害額の立証が難しいこと、被告の支払い能力の程度などの面から利用しづらいところがある。従って、被告による侵害規模が大きく、侵害継続のために自社の事業に影響があり、被告に損害額やライセンス料の支払能力がある場合、或いは警察機構が対応しづらい非登録商標によるパッシングオフを主張するような場合に選択することになる。

6. 留 意 事 項

- 商標権侵害などでレイドを警察機構に申立てる場合、侵害の発見より3か月以内とされているため、警告などで相手に通知をした場合は、十分レイドのタイミングに注意しなければならない。
- 侵害者による侵害実態の確認において、知的財産権者が侵害者の調査や侵害行為の確認を行う場合、そうした活動をしている情報がリークされないように、信頼のおける警察と連絡を取り合うことは大変重要である。例えば、侵害地が地方で、その地域の警察の対応に不審な点があると思われる場合は、代理人と相談してバンコクの警察に依頼するなど、情報管理と対策には十分注意する。
- 侵害行為に警察機構を利用した刑事事件の場合、侵害者は一般的に罪を認める傾向にある。そのため、実務上、侵害者による通常の防衛行動や反訴は見られない。
- 製造に使用した装置や道具の押収などについての明確な法律がない。従って、再犯防止のために、それらを押収できるという保障はない。
- 特許権や商標権などが無効事由を抱えながら権利行使をした場合、侵害者が損害賠償を想定より高額と考えた場合や自身の合法的な事業活動に不公正な妨害を受けたと考えた場合、反訴を受ける可能性が高い。過去に損害賠償を請求された事例もあるため、権利行使前に使用する知的財産権の有効性や権利行使能力などリスクを事前に回避する。
- インターネット上での商標権侵害やパッシングオフなどは、既に説明した刑事や民事で対処することになる。2007年にコンピュータ犯罪法、また電子商取引法が制定されているが、これらの法律を含め、タイではオンラインやインターネット上で商標権などの知的財産権侵害を規定する法律はないため、対象が商標権であれば商標法と刑法の規定を利用する。
- インターネットサイトの記載事項は、著作権侵害に当たるため、民事訴訟で著作権法第32条や第33条に基づく削除命令を得て、インターネット事業者やサイト運営者に削除を求めることができる。

- 侵害品の輸出国である中国や香港、また経由地での侵害対策を行うことで、タイ国内への流入を止めることも検討する。
- 本ミニガイドでは知的財産関連法規を上げて説明しているが、消費者保護法、電子商取引法、取引競争法など他に活用が検討できる法規もあるため、対応する官庁は異なるが、現地の法律事務所にこうした法律の適用の可能性を相談する。

7. その他の関連団体

7. 1 タイ知的財産協会

Intellectual Property Association of Thailand (IPAT)

住所: One Pacific Place, 9th Floor,
140, Sukhumvit Road, Klongtoey District,
Bangkok 10110, Thailand

電話: +66-2254-8858

FAX: +66-2254-2550

Website: <http://www.ipat.or.th>

7. 2 知的財産権侵害防止抑制委員会

Prevention and Suppression of Intellectual Property Infringement Committee (PSIPC)

住所:: 203/18-20, Soi Ladprao 15,
Ladprao Road, Jatujak District, Jatujak District,
Bangkok 10900, Thailand

電話:: +66-2938-6798

FAX:: +66-2938-5583

7. 3 タイ発明協会

Thai Invention Association

住所: 196 Phaholyothin Road,
Chatuchak,
Bangkok 10900, Thailand

電話: +662-940-5305

FAX: +662-940-6902

Email: thaiinven@gmail.com / tiabkk2557@gmail.com

Website: <http://www.thaiinvention.org/>

7. 4 タイ知的財産振興協会

Intellectual Property Promotion Association of Thailand

住所: 22F, Building 253,
Sukhumvit Road, Klong Toey,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand

電話: +662-664-4393

FAX: +662-664-4394

Email: ipm@ippat.org

Website: <http://www.ippat.org/>

7. 5 ジェトロ・バンコク事務所

JETRO Bangkok Office

住所: 16F, Nantawan Building,
161 Rajadamri Road,
Bangkok 10330 Thailand

電話: +662-253-6441

FAX: +662-253-2020

WEB: https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/

<https://www.jetro.go.jp/thailand/>